

別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期
いじめ防止のための措置	○ 異学年交流活動の実施	学期1回
	○ 学級会での話し合い活動の実施	学期1回
	○ 異学年班構成による清掃活動の実施	通年
	○ ボランティア活動の推進	通年
	○ 3年生以上の児童参加による拡大代表委員会での議題設定	通年
	○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
	○ 教育相談日の設定	毎月
	○ 教科や道徳、特別活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	学年の年間指導計画に基づいた時期
	○ 外部講師による講演会の実施	年1回
	○ PTA総会・全校懇談会での学校の方針説明	4月・5月
いじめの早期発見の措置	○ 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告	学期1回
	○ 保護者を対象とした研修会の開催	7月
	○ 命を大切にする教育週間にかかわる授業の実施	7月
	○ 人権にかかわる保護者参観授業の実施	11月
	○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照	通年
	○ 教育相談日の設定	毎月
	○ 学校独自のアンケートの実施	毎月
いじめの早期発見の措置	○ 県下一斉のアンケートの実施	年1回
	○ 各種会議での情報の共有	通年
	○ 進級時の情報の確実な引継ぎ	通年
	○ 過去のいじめ事例の蓄積	通年

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

別紙2

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の活動	遅刻・欠席が増える。
	あいさつをしない。また、あいさつに元気がない。
	体調不良を訴える。
	提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
	担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレにひんぱんに行くようになる。
	教材等の忘れ物が目立つ。
	机周りが散乱している。
	決められた座席と異なる席に着いている。
	教科書・ノートに汚れがある。
	教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
給食 休み時間 清掃時間等	一人で過ごす時間が目立つ。
	昼食を教室の自分の席で食べない。
	用のない場所にいることが多い。
	ふざけ合っているが表情がさえない。
	衣服の汚れ等がある。
	一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	特定の児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	教職員の目を気にする。
	自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

別紙3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
	何か起こると特定の児童の名前が出る。
	筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。
	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

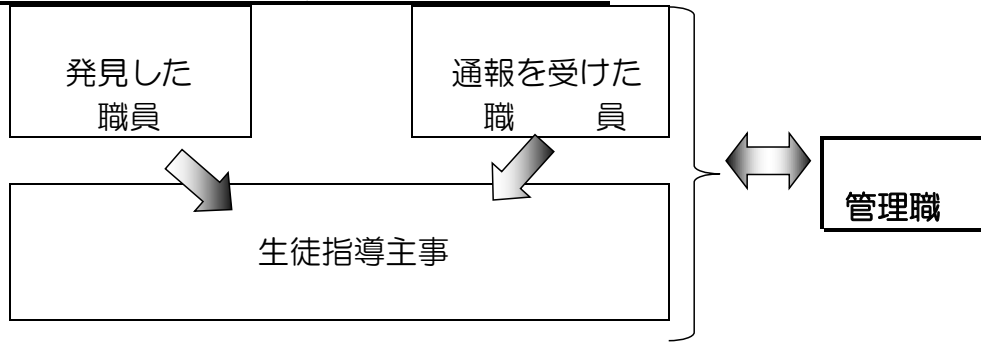
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

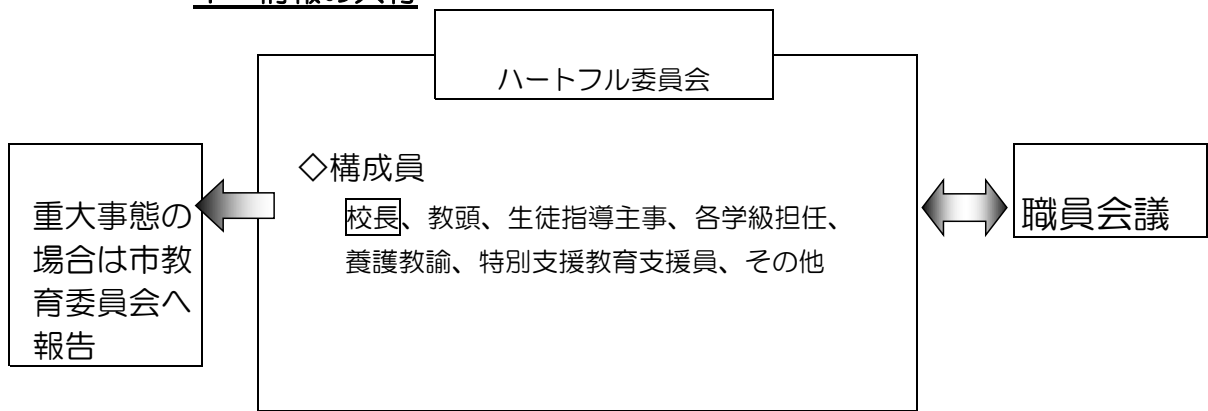
サイン	
	学校や友人のことを話さなくなる。
	友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
	不審な電話やメールがある。
	遊ぶ友達が急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	登校時刻になると体調不良を訴える。
	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
	家庭の品物、金銭がなくなる。
	大きな額の金銭を欲しがる。

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有



ウ 調査・事実関係の把握

エ 解決に向けた指導及び支援

オ 関係機関への報告

カ 継続指導・経過観察

